

# 第1回 小千谷市移動等円滑化促進協議会

日 時：令和5年7月25日（火）

午後1時30分から

場 所：小千谷市役所 4階 403会議室

## 次 第

---

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長、副会長の互選について

5 協議事項

(1) 移動等円滑化促進方針と本協議会の目的等 【資料1】

(2) 意見交換（当市のバリアフリーの現状・課題、困りごと など）

(3) まち歩き点検について【資料2】

6 その他

7 閉 会

## 移動等円滑化促進方針と本協議会の目的等

### 1. 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針とは

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。

バリアフリー法<sup>※1</sup>で創設された移動等円滑化促進方針（マスタープラン）<sup>※2</sup>を定める制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。



図－移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図

※1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

※2) 平成30年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度

## 2. 小千谷市における移動等円滑化促進方針策定の背景と目的

全国的にもバリアフリー化の推進が課題となる中、小千谷市においても本格的な高齢社会に対応した誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー環境を実現が大きな課題となっています。

特に、JR小千谷駅は、エレベーター、身障者対応トイレなどがなく、周辺と一体となった駅のバリアフリー化が課題となっています。

このような背景から、**官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための第一歩**として移動等円滑化促進方針を策定することとなりました。

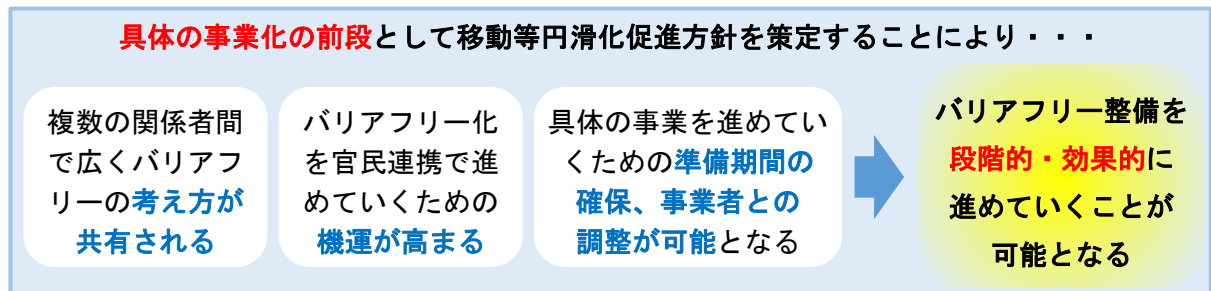
## 3. 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針策定の必要性と効果

まちなかにおける移動等の円滑化を図るうえで課題として、**具体の事業に関する調整が難航すること**等が挙げられます。

このため、**具体の事業化の前段**として**移動等円滑化促進方針**を定める制度が創設されました。

この制度を活用してバリアフリー化の方針を示すことにより、**複数の関係者間で広くバリアフリーの考え方が共有される**とともに、**官民が連携**して具体の事業を進めていくために必要な**機運の高まり、準備期間の確保、事業者との調整が可能**となるなど、**バリアフリー整備を段階的・効果的に進めていくことが可能**となります。

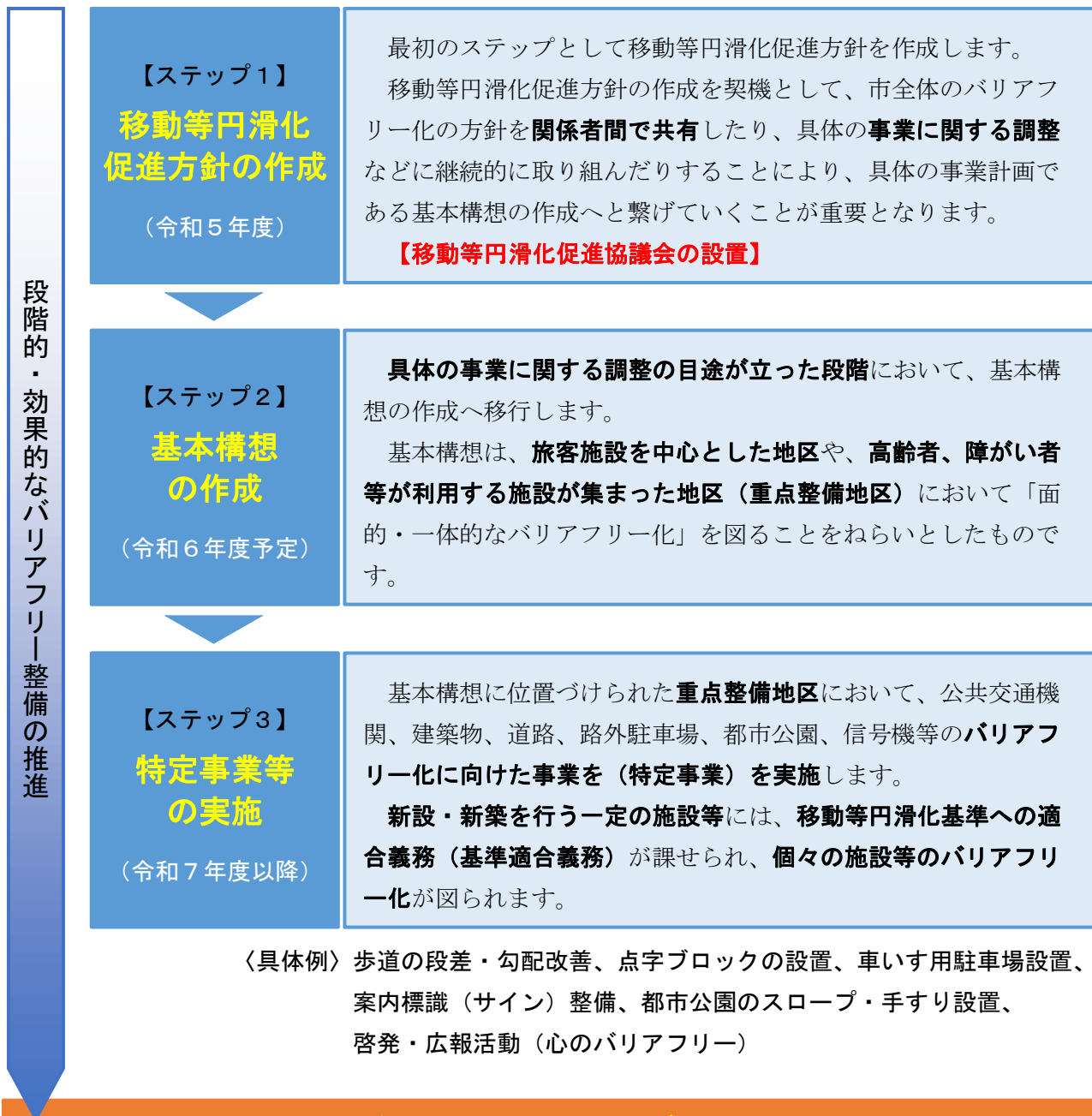
### ■策定の効果



## 4. 段階的・効果的なバリアフリー整備のイメージ（案）

移動等円滑化促進方針策定後、**具体の事業に関する調整の目途が立った段階**において基本構想の作成へ移行します。

基本計画策定後は、**官民相互の連携・調整**のもとで、面的なバリアフリー化を**重点的かつ一体的**に進めることとなります。



### 誰もが暮らしやすいまちづくりの実現

官民連携のもとで、面的なバリアフリー化を**重点的かつ一体的**に進めることにより、高齢者や障がい者、妊産婦（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）、けが人等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。

## 5. 協議会の位置付けと役割

バリアフリー整備を円滑に実施するためには、「当事者（住民）」「施設管理者等」「行政」が協力しあってバリアフリーの計画を検討していく必要があります。

このため、移動等円滑化促進方針を作成するうえでは、協議会を設置して多様な参加者と議論することが重要となります。

協議会の設置により、利用者や関係事業者及び行政間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待されます。また、協議会は多様な関係者の参画のもとで協議の透明性を高めながら、より効率的に協議・調整を進めるためにも極めて重要な役割を担うことになります。

また、協議会委員の皆様には、次のような役割が求められます。

### ■協議会委員の任期

令和5年7月1日から令和7年6月30日（2年間）

### ■協議会委員に求められる役割

協議会委員	求められる役割（例）
・ 学識経験者	・ 第三者的な立場で協議会の長として総括 ・ 専門家としての視点でのアドバイス・情報等の提供
・ 高齢者、障がい者等	・ 当事者の視点での課題（バリア箇所等）や必要な対策に関する発言、情報提供
・ 施設設置管理者や公安委員会、特定事業等の実施主体等	・ 施設管理者等の視点での高齢者や障がい者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供
・ 関係団体等	・ 客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関する情報の提供

## 6. 今後の予定（令和5年7月1日～令和6年3月31日）

開催予定	協議会	テーマ（予定）
令和5年7月25日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化促進方針と本協議会の目的等について</li> <li>・当市のバリアフリーの現状・課題、困りごとなど</li> <li>・まち歩き点検について</li> </ul>
令和5年9月	まち歩き点検（モデル地区を実際に歩いて確認）	
令和5年11月	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化促進方針（案）の検討</li> </ul>
令和5年12月	パブリックコメントの実施	
令和6年1月	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化促進方針（案）の最終とりまとめ</li> </ul>

# まち歩き点検について

## 1. まち歩き点検の概要

- ・「小千谷市移動等円滑化促進方針」の策定にあたり、バリアフリーに関する課題を把握することを目的に、実際に地区内を歩きながら「旅客施設（鉄道駅）」「生活関連経路（道路）」におけるバリア（障壁）を点検する「まち歩き点検」を実施します。
- ・当日は、西小千谷地区と東小千谷地区のモデルコースを対象に、2班に分かれてまち歩き点検を実施したあと、グループ別に結果のまとめ（ワークショップ）を行います。

## 2. 点検場所

- ・西小千谷地区のモデルコース（案）は、下図の通りです。



- ・東小千谷地区のモデルコース（案）は、下図の通りです。



### 3. 当日の流れ

#### ①まち歩き（現地確認）

- ・実際にコースを歩きながら気になる点について確認します。気になる点がございましたら、お近くのスタッフにお声かけください。スタッフが「場所」と「内容」をメモし、写真を撮らせていただきます。
- ・全ての項目について点検する必要はありません。特に気になる項目についてご確認ください。

#### ②ワークショップ（結果のまとめと発表）

- ・点検終了後、会議室に戻ってからグループ別に結果のまとめ（ワークショップ）を行います。
- ・参加されたメンバー同士で話し合い、意見を集約し、グループ別に結果を発表します。
- ・別のグループから出された意見についても確認することで、バリアフリーに関する課題を参加者全員で共有します。



# 移動等円滑化促進方針策定 まち歩き点検

(西小千谷地区)

日時：令和5年9月6日(水)

13:30～16:20(予定)

※小雨決行

## 次 第

---

1 集合

2 あいさつ

3 まち歩き点検

(1) 実施内容等説明

資料1～3

(2) まち歩き実施

4 意見交換(会場：小千谷市役所)

5 その他

6 解散

# 移動等円滑化促進方針策定 まち歩き点検

(東小千谷地区)

日時：令和5年9月6日(水)

13:30～16:20(予定)

※小雨決行

## 次 第

---

1 集合

2 あいさつ

3 まち歩き点検

(1) 実施内容等説明

資料1～3

(2) まち歩き実施

4 意見交換(会場：小千谷市役所)

5 その他

6 解散